

地域産業保健センターの産業医(登録産業医)について

独立行政法人労働者健康安全機構
茨城産業保健総合支援センター
所長 小松 満

茨城産業保健総合支援センターは、茨城県内の事業場を対象として厚生労働省の産業保健事業を実施しており、地域窓口として、県内に9か所の地域産業保健センターを設置し、郡市医師会の協力を得て、運営しています。地域産業保健センターでは労働者数50人未満の事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

地域産業保健センター事業は、平成元年にモデル事業が始まり、平成26年度からは独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援事業として実施されています。これらの事業には、産業医資格を有する医師の方々が熱意をもって取り組んでこられました。

一方、働く人の健康については、精神障害事案の労災請求事案は増加しており、また、工場における胆管がんや膀胱がんなど化学物質による健康障害問題が発生しています。さらに、労働者の病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整えることが、行政課題となり、地域産業保健センター事業の需要は増えています。

これらの課題に対応するため、多くの医師に産業保健に関心を持っていただき、産業保健に関わっていただくことが求められます。茨城県では61名(平成30年3月)の医師が、地域産業保健センター事業として、小規模事業場の労働者の健康管理のための産業医活動に取り組んでおられます。地域産業保健センター事業にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 登録産業医の業務について

(1) 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談対応

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、日常生活面での指導(食事指導、運動指導)などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、相談・指導を行います。

(2) 健康診断の結果についての意見陳述

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主に対して就業上の措置に関する意見を述べます。

(3) 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、面接指導を行います。

(4) 個別訪問による産業保健指導の実施

事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

2 登録産業医の資格について

任用基準は、次のうちいずれかの要件を満たす医師です。

- ①産業医
- ②メンタルヘルスに係る知識及び経験を有する医師(担当業務は「メンタルヘルスに係る相談対応」「面接指導」に限ります)

3 登録産業医の契約について

独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター所長が登録産業医として委嘱します。

- (1)委嘱期間 原則として4月1日から3月31日まで
- (2)委嘱条件 謝金 時間額 12,300 円、交通費あり
- (3)活動日 月 1～10 回程度、1 回あたり 1 時間～3 時間程度
- (4)その他 損害保険、傷害保険加入

4 申込み・問い合わせ

電話、メール等で茨城産業保健総合支援センター(水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階)あて、ご連絡ください。

TEL:029-300-1221(平日8時30分～17時15分)

ファックス:029-227-1335

E-mail: ↓こちらのお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://www.ibarakis.johas.go.jp/outline/confer/form.html>

※独立行政法人労働者健康安全機構は、厚生労働省所管の独立行政法人です。